

香美市 GIGA スクールサポート業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

香美市 GIGA スクールサポート業務委託

(2) 事業の目的

香美市内小中学校における G I G A スクール構想に基づく学習環境の整備、ネットワーク環境の状況及び既存の運用体制を踏まえ、市内小中学校の ICT 利活用を更に促進することを目的として、ICT 利活用のサポート業務を実施する。

(3) 事業内容

以下 ICT 利活用サポート業務を行う。

- ① 業務場所視察及びヒアリングによる現況と課題の把握
- ② 教育研究所に対するアドバイザー業務
- ③ 学校に対するアドバイザー業務
- ④ 学校ネットワークアセスメントの実施に関するアドバイザー業務
- ⑤ ICT 教育モデルの作成支援
- ⑥ セキュリティポリシー改正に伴う教員・生徒のタブレット使用ルール改善の作成支援
- ⑦ 市内小中学校 ICT 活用事例共有のシステム作成に関するアドバイザー業務
- ⑧ その他業務

(4) 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

※契約締結予定日は令和 4 年 10 月 1 日

2 見積限度額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3, 339, 600円(アンケート実施を含む:税込)とする。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「香美市 GIGA スクールサポート業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定しま

す。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と市は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が調わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申し立てを行った者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号に基づく再生又は破産等の手続きを行っている者
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- エ 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条に掲げる排除措置対象者に該当する者

(2) 参加申込書の提出日において、本市の指名停止の措置を受けていないこと。

6 質疑と回答

質疑は令和4年8月12日(金)午後5時(厳守)までに別紙様式1により持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和4年8月16日(火)午後5時までに教育振興課のホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、別紙様式2による参加申込書に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式2	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式3	A4縦	1部
3	提出者の概要(団体概要等)及び経営状況(決算書等)が分かる書類	任意	A4縦	1部

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
4	※市税等滞納のないことがわかる証明書(写し可)	—	A 4	1部
5	※県税等滞納のないことがわかる証明書(写し可)	—	A 4	1部
6	※国税等納税証明書(その3の3(写し可))	—	A 4	1部
7	類似業務等の実績が分かる資料	任意	A 4 縦	1部

※は令和4年度香美市一般競争(指名競争)入札参加資格名簿に登録されている者については提出の必要はありません。

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和4年8月19日(金)午後5時必着

③ 提出先

〒782-8501 住所: 香美市土佐山田町宝町1-2-1

香美市教育委員会 教育振興課 学校教育班(担当: 大峯)

TEL: 0887-53-1081 FAX: 0887-57-0123

(2) 資格要件の確認

教育振興課学校教育班で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和4年8月24日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

8 企画提案書の作成

別途定める「香美市 GIGA スクールサポート業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

9 審査

別途定める「香美市 GIGA スクールサポート業務委託プロポーザル審査要領」のとおり。

10 審査結果

選定結果は、審査後概ね1週間以内に全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は香美市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

11 日程

令和4年8月5日(金) 募集要領の公示

令和4年8月12日（金）	質疑書の提出締め切り
令和4年8月19日（金）	参加申込及び資格確認書類提出締め切り
令和4年9月9日（金）	企画提案書の提出締め切り
令和4年9月中旬	選定委員会（日程が決まり次第、追って連絡します）
令和4年9月下旬	審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（市役所内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、香美市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により、企画提案書の提出期限日までに提出してください。
開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 お問合せ先

香美市教育委員会 教育振興課 学校教育班
 担当者：大峯
 TEL：0887-53-1081 FAX：0887-57-0123
 E-mail：gakko@city.kami.lg.jp

14 その他

- (1) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (2) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合